

第18回

島原市農業委員会総会議事録

注：発言の内容については、その要旨を記載しております。

（発言そのものの記載ではありません。）

この公開用議事録は個人情報に関連すると思われる部分等については削除しています。

令和3年11月26日（金） 午後3時58分

於：島原市役所有明庁舎 3階大会議室

1. 開会日時 令和3年11月26日(金) 午後3時58分
2. 閉会時間 令和3年11月26日(金) 午後4時35分
3. 開催場所 島原市役所有明庁舎 3階大会議室

4. 出席委員者の数 18名

番号	氏 名	番号	氏 名	番号	氏 名
1	(会長) 北浦 守金	2	坂本 文子	3	鳥田 誠吾
4	佐藤 幸平	5	西森 博昭	6	片山 定幸
7	大川 徳昭	8	宮崎 光男	9	大町 信広
10	吉田 徳成	11	吉田 政信	12	平野 晋
13	吉田 昭浩	14	吉田 幸春	15	永田 充
16	片山 久和	17	廣瀬 光徳	18	森 誠
19	村里 枝美子				

5. 欠席委員者の数 1名

番号	氏 名
6	片山 定幸

6. 農地利用最適化推進委員出席者の数 4名

地 区	氏 名	地 区	氏 名	地 区	氏 名
杉谷	松本 隆盛	三会	榊 廣	久原	本田 敏博

7. 報告事項

- 報告第1号 農地法第18条第6項の規定(合意解約)による通知書について
 報告第2号 使用貸借解約通知書について
 報告第3号 農地台帳登載申請について
 報告第4号 農業用施設届について

8. 議案

- 第1号議案 農地法第3条第1項(所有権移転)の規定による許可申請について
 第2号議案 農地法第4条第1項の規定による許可申請について
 第3号議案 農地法第5条第1項の規定による許可処分の取消願について
 第4号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

- 第5号議案 非農地証明願について
- 第6号議案 農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画（案）について
- 第7号議案 農地中間管理機構を介した農用地利用配分計画（案）について

午後3時58分開会

議長（会長）

皆さん、こんにちは。

ただ今より、第18回島原市農業委員会の総会を開催いたします。

本日、6番 片山 定幸 委員は所要のため、欠席との連絡がっております。

本日の出席者数は、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、定足数に達しておりますので総会は成立しております。

議事録署名委員の指名につきましては、島原市農業委員会 会議規則第15条第2項の規定により、議長が指名することになっており、7番 大川 徳昭 委員、 8番 宮崎 光男 委員 を指名します。

議長（会長）

はじめに、報告事項です。事務局の説明を求めます。

事務局

報告第1号、農地法第18条第6項の規定（合意解約）による通知書について報告します。

以降、着席にて、ご説明させていただきます。

議案集1ページに記載のとおり、3件 5筆 4, 725平方メートルの届けがありました。

次に、報告第2号、使用貸借解約通知書について報告します。

議案集2ページから3ページに記載のとおりで、3件 17筆 15, 653. 37平方メートルの届けがありました。

次に、報告第3号、農地台帳登載申請について報告します。

議案集4ページに記載のとおりで、1件 2筆 222平方メートルの申請がありました。

現地確認には、11月19日に……、……委員に確認していただきました。

次に、報告第4号、農業用施設届について報告します。

議案集4ページに記載のとおりで、2件 2筆 223平方メートルの届けがありました。

以上で報告を終わります。

議長（会長）

ただ今の報告に対して、ご質問等はありませんか。

（「なし」という発声）

議長（会長）

ご質問等がないようですので、議案に入ります。

議長（会長）

第1号議案 農地法第3条第1項（所有権移転）の規定による許可申請の1番を上程いたします。事務局の説明を求めます。

事務局

第1号議案 農地法第3条第1項（所有権移転）の規定による許可申請の1番について説明します。

1番の譲受人及び譲渡人は、議案集5ページ 1番に記載のとおりで、畑 6筆 4,227平方メートル、田 3筆 2,214平方メートル 合計 9筆 6,441平方メートルを贈与するための申請です。

取得後の耕作面積は、6,441平方メートルで、農機具はトラクター 1台、耕運機 1台、動噴 1台、フォークリフト 1台を所有しており、すべての許可要件を満たしております。

以上で説明を終わります。

ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長（会長）

ただ今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

……委員

（……委員）

第1号議案 農地法第3条第1項（所有権移転）の規定による許可申請の1番について報告します。

1番の譲受人は、農家で5年の農作業暦があります。

祖父母と3人で同一経営体として農業を営んでおり、申請地も含め、水稻・きゅうりを作付し通作距離は自宅から車で5分ということで、問題なしと見ております。

ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長（会長）

ありがとうございます。

ただ今、説明がありましたが、第1号議案の1番について、ご意見等はありませんか。

（「なし」という発声）

議長（会長）

ご意見等がありませんので、第1号議案の1番について、許可することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という発声）

議長（会長）

ご異議なしと認めます。よって、第1号議案 農地法第3条第1項（所有権移転）の規定による許可申請の1番は許可することに決定いたします。

次に、第1号議案 農地法第3条第1項（所有権移転）の規定による許可申請の2番及び3番は関連がありますので、一括して上程いたします。事務局の説明を求めます。

事務局

第1号議案 農地法第3条第1項（所有権移転）の規定による許可申請の2番及び3番について説明します。

まず、2番の譲受人及び譲渡人は、議案集5ページ 2番に記載のとおりで、畑 2筆

1, 630平方メートルを売買するための申請です。

取得後の耕作面積は、5,583平方メートルで、農機具はトラクター 1台、管理機 1台、軽トラ 2台、動噴 1台を所有しており、すべての許可要件を満たしております。

また、3番の譲受人及び譲渡人は、議案集6ページ 3番に記載のとおりで、畑 1筆 66平方メートルを売買するための申請です。

取得後の耕作面積は、5,649平方メートルで、トラクター 1台、管理機 1台、軽トラ 2台、動噴 1台を所有しており、すべての許可要件を満たしております。

以上で説明を終わります。

ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長（会長）

ただ今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

……委員

（……委員）

第1号議案 農地法第3条第1項（所有権移転）の規定による許可申請の2番および3番について報告します。

譲受人は、5年の農作業暦があります。

父と2人で農業を営んでおり、申請地も含め、白菜を作付し、通作距離は自宅から500メートルということで、問題なしと見ております。

ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長（会長）

ありがとうございます。

ただ今、説明がありましたが、第1号議案の2番及び3番について、ご意見等はありませんか。

（「なし」という発声）

議長（会長）

ご意見等がありませんので、まず、第1号議案の2番について、許可することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という発声）

議長（会長）

ご異議なしと認めます。よって、第1号議案 農地法第3条第1項（所有権移転）の規定による許可申請の2番は許可することに決定いたします。

次に、第1号議案の3番について、許可することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という発声）

議長（会長）

ご異議なしと認めます。よって、第1号議案 農地法第3条第1項（所有権移転）の規定による許可申請の3番は許可することに決定いたします。

次に、第2号議案 農地法第4条第1項の規定による許可申請の1番を上程いたします。事務局の説明を求めます。

事務局

第2号議案 農地法第4条第1項の規定による許可申請の1番について説明します。

申請人は、議案集7ページ、1番に記載のとおりで、申請地 567平方メートルに、第4号議案1番と共に、宅地造成して分譲販売したいとの申請です。

申請地は、都市計画区域内の第一種低層住居専用地域であることから、第3種農地と判断しております。

被害防除計画は別途添付しておりますので説明を省略いたします。

以上で説明を終わります。

ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長（会長）

ただ今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

……委員

（……委員）

第2号議案 農地法第4条第1項の規定による許可申請の1番について報告します。

申請地は……の一角にあり、北側は農地、東側は転用許可申請地、南側は道路、西側は農地となっております。

切土造成し擁壁を設け、雨水は自然流下となっており、問題なしと見て参りました。

ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長（会長）

ありがとうございます。

ただ今、説明がありましたが、第2号議案の1番について、ご意見等はありませんか。

（「なし」という発声）

議長（会長）

ご意見等がありませんので、第2号議案の1番は許可相当と認めることでよろしいでしょうか。

（「異議なし」という発声）

議長（会長）

ご異議なしと認めます。よって、第2号議案 農地法第4条第1項の規定による許可申請の1番は許可相当と認め、県知事に意見書を送付することに決定いたします。

次に、第3号議案 農地法第5条第1項の規定による許可処分の取消願の1番を上程いたします。事務局の説明を求めます。

事務局

第3号議案、農地法第5条第1項の規定による許可処分の取消願1番について説明します。

使用貸人及び使用借人は、議案集8ページ、1番に記載のとおりで、畑 1筆 644平方メートルについて、平成…年…月…日付け…長崎県指令第…号で、駐車場用地として転用の許可を得ていましたが、計画が中止となった為、取り消したいとの申請です。

申請地を確認したところ、工事は行われておらず、現況は農地のままでありました。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長（会長）

ただ今、説明がありましたが、第3号議案 農地法第5条第1項の規定による許可処分の取消願の1番について、ご意見等はありませんか。

（「なし」という発声）

議長（会長）

ご意見等がありませんので、第3号議案の1番は許可処分の取消願を認めることでよろしいでしょうか。

（「異議なし」という発声）

議長（会長）

ご異議なしと認めます。よって、第3号議案 農地法第5条第1項の規定による許可処分の取消願の1番は認めることに決定し、県知事に送付いたします。

次に、第4号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の1番を上程いたします。事務局の説明を求めます。

事務局

第4号議案、農地法第5条第1項の規定による許可申請の1番について説明します。

譲受人及び譲渡人は、議案集9ページ、1番に記載のとおりで、申請地 214平方メートルを譲り受け、第2号議案1番と共に、宅地造成して分譲販売したいとの申請です。

申請地は、都市計画区域内の第一種低層住居専用地域であることから、第3種農地と判断しております。

被害防除計画は別途添付しておりますので説明を省略いたします。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長（会長）

ただ今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

……委員

（……委員）

第4号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の1番について報告します。

申請地は……の一角にあり、北側及び東側は宅地、南側は里道を挟んで農地、西側は転用許可申請地となっております。

切土造成し擁壁を設け、雨水は自然流下となっており、問題なしと見て参りました。

ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長（会長）

ありがとうございます。

ただ今、説明がありましたが、第4号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の1番について、ご意見等はありませんか。

（「なし」という発声）

議長（会長）

ご意見等がありませんので、第4号議案の1番は許可相当と認めることでよろしいでしょうか。

（「異議なし」という発声）

議長（会長）

ご異議なしと認めます。よって、第4号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の1番は許可相当と認め、県知事に意見書を送付することに決定いたします。

次に、第4号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の2番を上程いたします。事務局の説明を求めます。

事務局

第4号議案、農地法第5条第1項の規定による許可申請の2番について説明します。

賃借人及び賃貸人は、議案集9ページ、2番に記載のとおりで、申請地 1, 340平方メートルを借り受け、職員駐車場として利用したいとの申請です。

申請地は、都市計画区域内の第一種低層住居専用地域であることから、第3種農地と判断しております。

被害防除計画は別途添付しておりますので説明を省略いたします。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長（会長）

ただ今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

……委員

（……委員）

第4号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の2番について報告します。

申請地は……の一角にあり、北側及び東側は農地、南側は道路、西側は農地となっております。

造成しブロックを設け、雨水は自然流下となっており、問題なしと見て参りました。

ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長（会長）

ありがとうございます。

ただ今、説明がありましたが、第4号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の2番について、ご意見等はありませんか。

（「なし」という発声）

議長（会長）

ご意見等がありませんので、第4号議案の2番は許可相当と認めることでよろしいでしょうか。

（「異議なし」という発声）

議長（会長）

ご異議なしと認めます。よって、第4号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の2番は許可相当と認め、県知事に意見書を送付することに決定いたします。

次に、第4号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の3番を上程いたします。事務局の説明を求めます。

事務局

第4号議案、農地法第5条第1項の規定による許可申請の3番について説明します。

譲受人及び譲渡人は、議案集9ページ、3番に記載のとおりで、申請地 407平方メートルを譲り受け、……および露天駐車場として利用したいとの申請です。

申請地は、農業振興地域内の農用地区域外で、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地で、第1種農地と判断され、本来であれば農地転用は不許可になりますが、既存施設の拡張で、既存施設の敷地面積の2分の1を超えない転用であることから、農地法第5条第2項ただし書の農地転用の不許可の例外に該当するため、許可が可能と判断しております。

被害防除計画は別途添付しておりますので説明を省略いたします。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長（会長）

ただ今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

……委員

（……委員）

第4号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の3番について報告します。

申請地は……の一角にあり、北側は宅地、東側および南側は譲渡人の農地、西側は道路となっております。

現状のまま利用し柵を設け、雨水は水路へ放流となっており、問題なしと見て参りました。

ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長（会長）

ありがとうございます。

ただ今、説明がありましたが、第4号議案の3番について、ご意見等はありませんか。

（「なし」という発声）

議長（会長）

ご意見等がありませんので、第4号議案の3番は許可相当と認めることでよろしいでしょうか。

（「異議なし」という発声）

議長（会長）

ご異議なしと認めます。よって、第4号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の3番は許可相当と認め、県知事に意見書を送付することに決定いたします。

次に、第4号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の4番を上程いたします。事務局の説明を求めます。

事務局

第4号議案、農地法第5条第1項の規定による許可申請の4番について説明します。

譲受人及び譲渡人は、議案集9ページ、4番に記載のとおりで、申請地 1, 364平方メートルを譲り受け、木造平屋建て……施設を建築したいとの申請です。

申請地は、都市計画区域内の第一種低層住居専用地域であることから、第3種農地と判断しております。

被害防除計画は別途添付しておりますので説明を省略いたします。

以上で説明を終わります。

ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長（会長）

ただ今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

……委員

（……委員）

第4号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の4番について報告します。

申請地は……の一角にあり、北側及び東側は宅地、南側は譲受人の宅地、西側は道路となっております。

現状のまま利用し擁壁を設け、雨水は溜枡を設置し、污水及び生活雑排水は合併浄化槽を経由して河川へ放流となっており、問題なしと見て参りました。

ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長（会長）

ありがとうございます。

ただ今、説明がありましたが、第4号議案の4番について、ご意見等はありませんか。

（「なし」という発声）

議長（会長）

ご意見等がありませんので、第4号議案の4番は許可相当と認めることでよろしいでしょうか。

（「異議なし」という発声）

議長（会長）

ご異議なしと認めます。よって、第4号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の4番は許可相当と認め、県知事に意見書を送付することに決定いたします。

次に、第4号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の5番を上程いたします。事務局の説明を求めます。

事務局

第4号議案、農地法第5条第1項の規定による許可申請の5番について説明します。

貸借人及び賃貸人は、議案集9ページ、5番に記載のとおりで、申請地 982平方メートルを借り受け、隣接する土地（雑種地）と一体に木造2階建て事務所を建築したいとの申請です。

申請地は、農振地域内の農用地区域外で農地の集団性が10ヘクタール未満であることから、第2種農地と判断しております。

被害防除計画は別途添付しておりますので説明を省略いたします。

以上で説明を終わります。

ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長（会長）

ただ今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

……委員

（……委員）

第4号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の5番について報告します。

申請地は……の一角にあり、北側は宅地、東側は道路、南側は宅地、西側は農地となっております。

盛土造成し、雨水は溜枡を設置し、汚水及び生活雑排水は合併浄化槽を経由して道路側溝へ放流となっており、問題なしと見て参りました。

ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長（会長）

ありがとうございます。

ただ今、説明がありましたが、第4号議案の5番について、ご意見等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長 (会長)

ご意見等がありませんので、第4号議案の5番は許可相当と認めることでよろしいでしょうか。

(「異議なし」という発声)

議長 (会長)

ご異議なしと認めます。よって、第4号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の5番は許可相当と認め、県知事に意見書を送付することに決定いたします。

次に、第4号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の6番を上程いたします。事務局の説明を求めます。

事務局

第4号議案、農地法第5条第1項の規定による許可申請の6番について説明します。

譲受人及び譲渡人は、議案集10ページ、6番に記載のとおりで、申請地 1, 280平方メートルを譲り受け、宅地造成して分譲販売したいとの申請です。

申請地は、都市計画区域内の第一種住居地域であることから、第3種農地と判断しております。

被害防除計画は別途添付しておりますので説明を省略いたします。

以上で説明を終わります。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長 (会長)

ただ今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

……委員

(……委員)

第4号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の6番について報告します。

申請地は……の一角にあり、北側は河川、東側は農地、南側及び西側は道路となっております。

造成し擁壁を設け、雨水は自然流下となっており、問題なしと見て参りました。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長 (会長)

ありがとうございます。

ただ今、説明がありましたが、第4号議案の6番について、ご意見等はありませんか。

（「なし」という発声）

議長（会長）

ご意見等がありませんので、第4号議案の6番は許可相当と認めることでよろしいでしょうか。

（「異議なし」という発声）

議長（会長）

ご異議なしと認めます。よって、第4号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の6番は許可相当と認め、県知事に意見書を送付することに決定いたします。

次に、第4号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の7番を上程いたします。事務局の説明を求めます。

事務局

第4号議案、農地法第5条第1項の規定による許可申請の7番について説明します。

譲受人及び譲渡人は、議案集10ページ、7番に記載のとおりで、申請地 661平方メートルを譲り受け、木造平屋建て住宅を建築したいとの申請です。

申請地は、都市計画区域内の第一種低層住居専用地域であることから、第3種農地と判断しております。

被害防除計画は別途添付しておりますので説明を省略いたします。

以上で説明を終わります。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長（会長）

ただ今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並び補足説明をお願いいたします。

……委員

（……委員）

第4号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の7番について報告します。

申請地は……の一角にあり、北側は宅地、東側は農地、南側は道路、西側は農地となっております。

現状のまま利用し、雨水は水路へ、污水及び生活雑排水は合併浄化槽を経由して水路へ放流となっており、問題なしと見て参りました。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長（会長）

ありがとうございます。

ただ今、説明がありましたが、第4号議案の7番について、ご意見等はありませんか。

（「なし」という発声）

議長（会長）

ご意見等がありませんので、第4号議案の7番は許可相当と認めることでよろしいでしょうか。

（「異議なし」という発声）

議長（会長）

ご異議なしと認めます。よって、第4号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の7番は許可相当と認め、県知事に意見書を送付することに決定いたします。

次に、第4号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の8番を上程いたします。事務局の説明を求めます。

事務局

第4号議案、農地法第5条第1項の規定による許可申請の8番について説明します。

譲受人及び譲渡人は、議案集10ページ、8番に記載のとおりで、申請地 440平方メートルを譲り受け、木造平屋建て住宅を建築したいとの申請です。

申請地は、農業振興地域内の農用地区域外で、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地で、第1種農地と判断され、本来であれば農地転用は不許可になりますが、既存施設の拡張で、既存施設の敷地面積の2分の1を超えない転用であることから、農地法第5条第2項ただし書の農地転用の不許可の例外に該当するため、許可が可能と判断しております。

被害防除計画は別途添付しておりますので説明を省略いたします。

以上で説明を終わります。

ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長（会長）

ただ今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

……委員

（……委員）

第4号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の8番について報告します。

申請地は……の一角にあり、北側及び東側は譲渡人の農地、南側は譲渡人の宅地、西側は道路となっております。

造成し擁壁を設け、雨水は溜枡を設置し、污水及び生活雑排水は合併浄化槽を経由して水路へ放流となっております。

おり、問題なしと見て参りました。

ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長（会長）

ありがとうございます。

ただ今、説明がありましたが、第4号議案の8番について、ご意見等はありませんか。

（「なし」という発声）

議長（会長）

ご意見等がありませんので、第4号議案の8番は許可相当と認めることでよろしいでしょうか。

（「異議なし」という発声）

議長（会長）

ご異議なしと認めます。よって、第4号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の8番は許可相当と認め、県知事に意見書を送付することに決定いたします。

次に、第5号議案、非農地証明願いの1番を上程いたします。事務局の説明を求めます。

事務局

第5号議案、非農地証明願いの1番について説明します。

申出人は、議案集11ページ、1番に記載のとおりで、昭和24年月日不詳頃から、申請人の本社用地として利用されております。

以上で説明を終わります。

ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長（会長）

ただ今、説明がありましたが、第5号議案の1番について、ご意見等はありませんか。

（「なし」という発声）

議長（会長）

ご意見等がありませんので、第5号議案の1番は非農地証明書を交付してよろしいでしょうか。

（「異議なし」という発声）

議長（会長）

ご異議なしと認めます。よって、第5号議案の1番は非農地証明書を交付することに決定いたします。

次に、第6号議案、農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画（案）について、上程いたします。
事務局の説明を求めます。

事務局

第6号議案、農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画（案）について、説明します。

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、農用地利用集積計画（案）の承認を得ようとする
ものであります。

利用権設定については、議案集12ページから13ページに記載のとおりで、

耕作権の新規設定 5件 19筆 13,064平方メートル

耕作権の再設定 2件 2筆 2,234平方メートル

次に、農業経営基盤強化促進法による所有権移転については、議案集14ページに記載のとおりで、1件
2筆 1,996平方メートルです。

合 計 8件 23筆 17,294平方メートルです。

以上で説明を終わります。

ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長（会長）

ただいまの説明に対して、ご意見等はありませんか。

（「なし」という発声）

議長（会長）

ご意見等がありませんので、第6号議案、農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画（案）を承認
することに決定してよろしいでしょうか。

（「異議なし」という発声）

議長（会長）

ご異議なしと認めます。よって、第6号議案、農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画（案）は
承認することに決定いたします。

次に、第7号議案、農地中間管理機構を介した農用地利用配分計画（案）について上程します。

議長（会長）

事務局の説明を求めます。

事務局

第7号議案、農地中間管理機構を介した農用地利用配分計画（案）について説明します。

議案集の15ページをご覧ください。

この議案は、農地中間管理事業の実施に関する規程に基づき、19筆、20,091平方メートルの農地について、島原市より「農用地利用配分計画（案）」の意見聴取の依頼がありました。

別添② 添付資料の1ページを併せてご覧ください。

農地中間管理機構を介した農用地利用配分計画（案）の受け手の詳細について、記載をしております。

農地の受け手の「取得後の耕作面積」、「農機具の詳細」、「農作業従事日数」、「農業従事者」、「作物の種類」などを記載しており、3名の方全員、すべての許可要件を満たしております。

以上で説明を終わります。

ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長（会長）

ただ今の説明に対して、ご意見等はありませんか。

（「なし」という発声）

議長（会長）

ご意見等がありませんので、第7号議案、農地中間管理機構を介した農用地利用配分計画（案）について、「問題なし」ということで市に回答してよろしいでしょうか。

（「異議なし」という発声）

議長（会長）

ご異議がないようですので、第7号議案は「問題なし」ということで市に回答することに決定いたします。

議長（会長）

以上で、第18回島原市農業委員会に付議されました案件はすべて議了しました。

これで、第18回島原市農業委員会総会を閉会いたします。

午後4時35分閉会